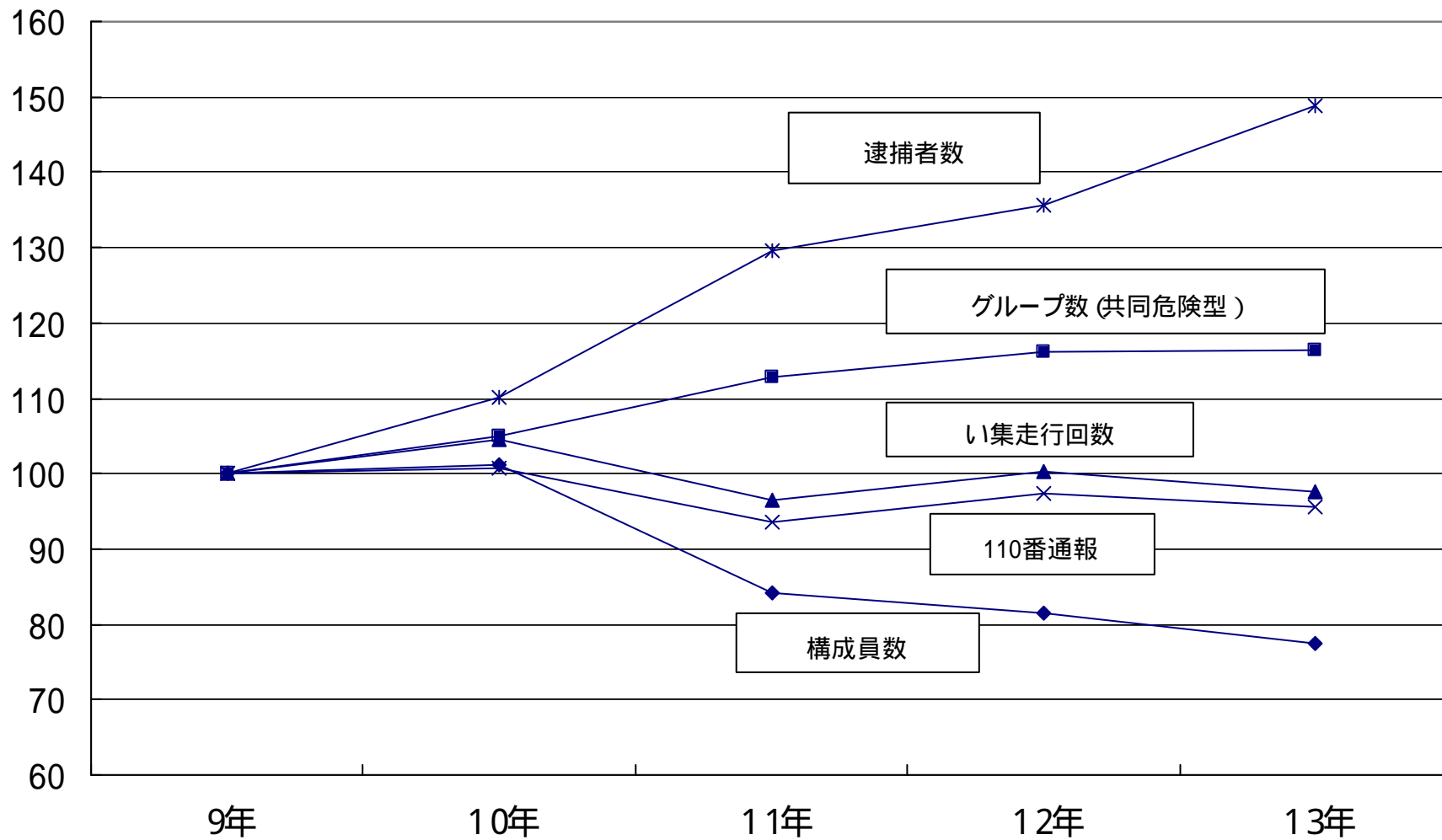


政策の名称	<p><b>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための警察活動の強化</b>  <b>(1) 暴走族対策の推進</b>  ・暴走族取締用装備資機材の整備</p>
政策の内容・目的	<p>視察・内偵の強化により、暴走行為を的確に把握し、より効果的な現場検挙活動を行うため、視察・内偵用車両と器材及び阻止・検挙用器材の整備を図るものである。また、事後の暴走行為を抑止するため、押収車両の保管場所の充実を図り、車両押収を積極的に推進するものである。</p>
必要性	<p><b>【公益性】</b>  近年、暴走族は総数こそ減少しているものの、小規模化によりグループ数は増加傾向にあり、依然として深夜の爆音暴走等を繰り返している。また、暴走族については、対立抗争やリンチ事案、さらには一般人や警察官に危害を加えるなどの悪質・凶悪化傾向もみられ、騒音苦情等依然多数の110番通報が寄せられるなど、国民の取締り要望とともに、社会的な問題としてクローズアップされている。  このような状況の中、視察・内偵の強化により、暴走行為を的確に把握し、より効果的な現場検挙活動等を行うため、視察・内偵用車両と器材及び阻止・検挙用器材の整備を図る必要がある。  また、暴走族とその使用車両の分離により、事後の暴走行為を抑止するため、押収車両の保管場所の充実を図り、車両押収を積極的に推進する必要がある。</p> <p><b>【官民の役割分担】</b>  暴走族取締りは、警察が道路交通法等の取締り権限に基づき遂行すべきものであり、そのために必要な器材の整備は、警察において行うべきものである。</p> <p><b>【国と地方の役割分担】</b>  取締り車両については国費により整備し、取締り器材については国が補助金を支出し、取締り権限を有する都道府県警察が整備することとされている。</p> <p><b>【民営化・外部委託の可否】</b>  暴走族取締りに関する権限が、警察等行政（司法）機関に限定されているので、民営化・外部委託は不可能である。</p> <p><b>【緊急性の有無】</b>  平成13年2月には、暴走族対策関係8省庁申合せ（「暴走族対策の強化について」）がなされ、関係省庁等が一体となって総合的な暴走族対策を推進することとしており、依然として多数寄せられている暴走族に関する110番通報等の国民の取締り要望を踏まえれば、警察としては、緊急に取締りの強化等に取り組んでいく必要がある。</p> <p><b>【他の類似政策】</b>  なし。</p> <p><b>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】</b>  マスコミ、国会等において暴走族の問題がひんぱんに取り上げられるなど、依然大きな社会問題としてクローズアップされている状況の下で、警察としては、引き続き取締りの強化を図るなど、継続的な取り組みを実施する必要がある。</p>
達成効果等	<p><b>【これまで達成された効果】</b>  暴走族の勢力を示す構成員数、活動実態を示す集・走行回数、国民の取締り要望を反映する110番通報等の指標は依然として高い水準にあるが、平成13年中の各指標は前年と比べ減少した。</p> <p><b>【今後見込まれる効果】</b>  視察・内偵用車両、望遠暗視カメラ等を活用することにより、暴走行為の事前動向の把握、参加人員、参加者等の確認ができ、より効果的な取締りが可能となる。  また、伸縮式車両阻止柵、車両封鎖用エアバック等の阻止・検挙用器材は、安全性を確保しつつ確実に暴走族を阻止することができ、暴走行為の封圧に効果を発揮するとともに、警察官の受傷事故防止にも資することとなる。  これら取締り用資機材を活用し、共同危険行為等の取締りを強化し、暴走行</p>

	<p>為の封圧、組織の解体を進めることにより、集団暴走行為による道路交通法上の危険、深夜の爆音暴走に伴う騒音被害等の低減を図るもの。</p> <p><b>【効果の発現が見込まれる時期】</b>      当該車両・器材等については、整備直後から暴走族の視察・内偵や現場検挙等に活用可能であり、今後の総合的な暴走族対策の推進とあいまって、近い将来、集団暴走行為の封圧による道路交通上の危険防止、深夜の爆音暴走に伴う騒音被害の低減等の効果が期待できる。</p>										
<p>予算額</p>	<p><b>【前年度予算額】</b> 156,797千円  <b>【平成15年度要求額】</b> 119,686千円</p>										
<p>効率性</p>	<p><b>【代替的手段の有無】</b>      視察・内偵捜査を強化し、暴走行為を的確に把握するためには、視察・内偵用車両と器材及び阻止・検挙用器材等の整備とともに車両の保管場所の確保が不可欠であり、代替的手段はない。</p> <p><b>【他の事業との連携】</b>      不正改造車両に対する国土交通省との合同取締りのほか、暴走族への加入防止・離脱促進等については所管する他省庁等との連携を図って総合的な対策として取り組む必要がある。</p> <p><b>【効果とコストとの関係についての分析】</b>      視察・内偵用車両と器材及び阻止・検挙用器材を整備することにより、暴走行為の事前動向の把握、参加人員、参加者等の確認が可能となるとともに、安全性を確保しつつ確実に暴走族を阻止することができるようになり、当該車両・器材を活用しない場合に費やされる捜査員の人件費、受傷事故発生に伴う人的損失等を考えると、長期的に見ればコストに見合った十分な効果をあげるものといえる。      また、保管場所の確保についても、暴走族が社会問題化している中において事後の暴走行為を抑止できる効果を考慮すると、コストに見合った効果をあげるものといえる。</p>										
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>なし。</p>										
<p>その他</p>	<table border="1" data-bbox="483 1249 1222 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成員数</td> <td>26,360</td> </tr> <tr> <td>い集・走行回数</td> <td>8,682</td> </tr> <tr> <td>110番入電回数</td> <td>146,042</td> </tr> </tbody> </table>				平成13年	構成員数	26,360	い集・走行回数	8,682	110番入電回数	146,042
	平成13年										
構成員数	26,360										
い集・走行回数	8,682										
110番入電回数	146,042										
<p>政策所管課</p>	<p>交通指導課</p>	<p>評価実施時期</p>	<p>平成14年8月</p>								

# 暴走族取締り状況等

指数



## 暴走族取締りに係る社会的ニーズ

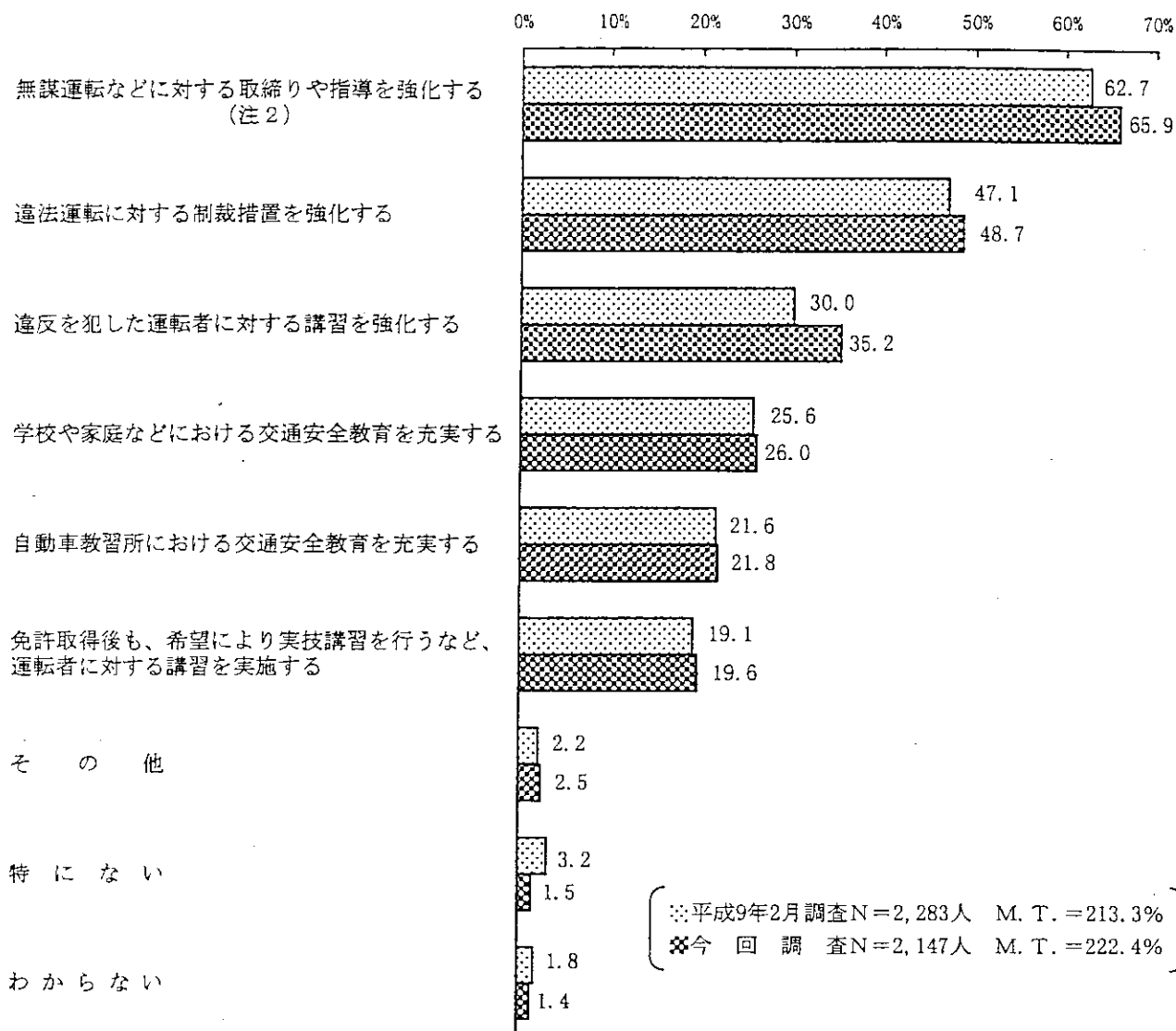
平成11年に実施した総理府の世論調査では、若者の運転による自動車の事故を防止するためにはどうすればよいと思うか聞いたところ、「無謀運転などに対する取締りや指導を強化する」を挙げた者の割合が65.9%と最も高く、平成4年の同調査結果(53.6%)と比べ12.3ポイント割合が増加している。

平成13年中の暴走族に関する騒音苦情等の110番通報件数は、14万6,042件であり、最近5年間をみても14~15万件台の高い水準で推移している。

その他、「暴走族の騒音を何とかして欲しい」、「暴走族取締りを強化して欲しい」、「罰則を強化して欲しい」等の警察庁等に対するメールが多数寄せられている。

# 若者の運転による自動車事故の防止について

(複数回答)



※平成9年2月調査 N=2,283人 M.T.=213.3%  
 ※今回調査 N=2,147人 M.T.=222.4%

(注1) 平成9年2月調査までは、「若者の運転による自動車の事故が増加していますが、あなたは、それを防止するためにはどうすればよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください」と聞いている。

(注2) 平成9年2月調査までは、「違法運転や無謀な運転に対する取締りや指導を強化する」となっていた。